

特集：大宮法科大学院大学

クリニック・エクスターンシップからのメッセージ

新たな法学教育モデルの黎明

萩原 猛

I	はじめに	82
II	本学クリニック・エクスターンシップの概要	82
1	カリキュラム構成と履修学生数	82
2	クリニック施設	83
3	前提履修科目と活動内容	84
III	次期構想	84
IV	本特集各報告の順序	84

I はじめに

本学は、第二東京弁護士会が実務家教員の派遣を始めとする教育内容を支援するということで開学した法科大学院であって、当初より実務基礎科目について豊富なカリキュラムを配置している。とりわけ臨床教育は、科目の種類・内容においても、施設面においても、同規模の他の法科大学院に比し、格段に充実していると自負するものである。

本特集は、開学当初に始まったオールディクリニック(法律相談)から、2006年1月開始の民事・刑事・情報公開の各正規クリニックに至るまで、更にはエクスターンシップについても、これまでの活動状況を踏まえて、新たな法学教育としての意義・展望について、各担当教員が報告するものである。

II 本学クリニック・エクスターンシップの概要

まず、本学クリニック・エクスターンシップについて、その概要を述べることとする。

1 カリキュラム構成と履修学生数

(1) 正規クリニック

本学の正規履修科目のクリニックは、「民事・刑事の各クリニック」が学内と学外に各1つずつ計4種類、更に学内に「情報公開クリニック」(国内外の行政機関等への情報公開請求等の活動を行う)があり、全部で5種類のクリニックがある。クリニック科目の配当時期は、3年次(夜間主4年制コースについては4年次)の前期・後期だが、他の一般科目(前期4月から7月、後期9月から12月)とは異なり、休日期間である1月から始まり前期は6月までの6ヶ月、後期は7月から12月までの6ヶ月間となっている。履修単位は、「民事・刑事の各クリニック」は4単位(セミナー2時間を含め週平均8時間稼働)、「情報公開クリニック」は2単位(セミナー1時間を含め週平均4時間稼働)である。

以上の5種類の正規クリニックは、2006年1月14日から活動開始した。「民事・刑事の各クリニック」は、学内・学外とも、それぞれ専任教員である弁護士1名が担当しており、「情報公開クリニック」は2名の専任教員が担当している。そして、担当教員1名当たりの受け入れ学生数は各9名であるので、合計6名の教員が年間を通じて受け入れられる学生数は延べ合計108名ということになる。

2006年前期の履修学生数は、「民事・刑事の学内クリニック」及び「学外民事クリニック」がいずれも各7名、「学外刑事クリニック」が4名、「情報公開クリニック」が6名、合計31名がいずれかの正規クリニックに参加している。この31名の学生中10名が夜間主の学生である(履修開始時を基準として)。これは、クリニック履修可能学生

の42パーセントに相当し、夜間主に限っても27パーセントの夜間主学生が正規クリニックに参加している。

(2) 法律相談クリニック

正規クリニックとは別途に、全ての学生に任意の参加を求める(単位とならない)、「法律相談クリニック」が、学内及び学外において、平日夜間・休日昼間に稼働しており、専任教員以外の弁護士にも協力を仰ぎ、平日は午後7時から9時、土曜日は午後2時から5時、日曜日は午前10時から午後5時、定休日の水曜日を除いてほぼ毎日法律相談を実施している。これは、夜間・休日の常設の無料法律相談所として機能している。

(3) エクスターンシップ

以上のクリニック科目の他に、2年次後期又は3年次後期(夜間主4年制コースの場合)終了後の冬季休暇期間中(1月~3月)に、学生の希望に応じて第二東京弁護士会又は埼玉弁護士会会員の法律事務所等に学生を派遣し、弁護士活動の実態を観察することによってそれらへの理解を深める目的で、エクスターンシップを開講している。単位は、総稼働時間を概ね50時間として(上記の期間中、学生の出頭日時等詳細は、学生と派遣先で調整する)、1単位としている。

2006年前期の履修学生数は17名(うち夜間主2名)であり、10箇所の法律事務所・企業法務部・NGO団体に派遣している。

2 クリニック施設

(1) 大宮法科大学院大学リーガルクリニック・ロード法律事務所

学内の「民事・刑事・情報公開の各クリニック」及び「法律相談クリニック」の臨床の場となると共に、全てのクリニックのセンターとしての役割を果たす法律事務所として、本学校舎ビル1階に、「大宮法科大学院大学リーガルクリニック・ロード法律事務所」が2005年10月に設立されている。この法律事務所には、教員弁護士の執務スペース、事務局・相談室スペースの外に、キャレル23個・20名程度が着席可能な会議用テーブル・移動式模擬接見室を備えたミーティングルームが付設されている。そして、「学内刑事クリニック」担当の専任教員(埼玉弁護士会)がこの事務所を弁護士法上の登録事務所としている。

(2) 法律相談渋谷クリニック

都内渋谷に事務所を開設して稼働していたが、2006年8月にはこれを閉鎖し、以降は「民事・刑事の学外クリニック」の拠点として、新宿の二弁フロンティア事務所の一部を利用することになっている。

3 前提履修科目と活動内容

正規クリニックにおいて、参加学生にはそれぞれ、「民事クリニック」については専門職責任・法情報調査法文書作成・民事訴訟実務、「刑事クリニック」については専門職責任・法情報調査法文書作成・刑事訴訟実務、「情報公開クリニック」については専門職責任・法情報調査法文書作成を前提履修科目として要求すると共に、守秘義務を遵守する旨の誓約書を学長に提出させて、弁護士である教員の指導・監督の下に、教員が受任した事件について、教員の弁護活動の補助活動を行わせる。教員は、学生が関与することについて、相談者・依頼者・被疑者・被告人の同意を得る。更に、原則として毎週土曜日1限に各クリニック毎にメンバー全員が参加するセミナーを実施し、問題点の共有化と理論的問題の検討を行う。

「エクスターンシップ」については、専門職責任・法情報調査法文書作成・民事訴訟実務を前提履修科目として要求すると共に、守秘義務を遵守する旨の誓約書を学長と指導担当者に提出させている。学生は、指導担当者その他の協力弁護士の指導・監督の下に、指導担当者等の事件処理に立ち会うと共に、事件処理に必要な法文書の起案等を行う。

III 次期構想

次期構想においては、現行の任意の「法律相談クリニック」を1単位の正規クリニックとしてカリキュラムに組み入れると共に(配当年次は、3年制課程の2年次・4年制課程の3年次)、民事・刑事・情報公開の各クリニックの開講時期を、前期2月から6月・後期8月から12月とする予定である(単位・配当年次は変わらない)。

「法律相談クリニック」の新設は、事件受任型クリニック以前に、法律相談の限度での学生関与の有用性が認められると考えたことによる。その他の従前からの各クリニックの開講時期の変更は、本学全体の学年歴の変更と、試験時期には事実上履修学生の稼働を期待することが困難であることによる。

IV 本特集各報告の順序

それでは、以下、各担当教員による報告となるが、その順序は以下のとおりである。私は、これらの報告がわが国の法学教育に新たな黎明を告げるものと確信している。

(1) 櫻井光政教授(弁護士)「オールデイ法律相談クリニックと民事クリニックにおける実践と展望」

(2) 丸山輝久教授(弁護士)「ロースクールにおける刑事クリニックへの提言 — 学外刑事クリニック実施の経験から —」

- (3) 萩原猛教授(弁護士)「刑事クリニック教育」を考える — 学内刑事クリニックの経験から —
- (4) 近藤卓史教授(弁護士)「情報公開クリニックの実践と展望」
- (5) 山口健一非常勤講師(弁護士)「エクスターンシップの実践と展望」